

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「障害により」の右に「2週間以上の期間にわたり」を加え、同条第2項中「介護休暇は、」の右に「親族の各々が」を加え、「親族1人につき、1月1日から12月31日までの間において、3回の範囲内で」を「介護を必要とする一の継続する状態ごとに」に改め、「合計で13週間を限度として、1回につき1週間以上13週間以下の範囲内」を「連続する3月の期間内」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、職員は、親族で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により1週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合においては、親族1人につき、一の年次内において、3回を限度に、1回につき1週間以上2週間未満の範囲内で必要と認められる期間の介護休暇を受けることができる。

第13条中「休日に通常の勤務に服した場合又は7時間45分以上超過勤務した場合には、1月以内」を「休日又は勤務時間外に4時間以上勤務した場合には、原則として1月以内」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)